

石井内科居宅介護支援事業所重要事項説明書

1、事業所の概要

施設名	石井内科居宅介護支援事業所
所在地	岡山市東区神崎町105-1
開設年月日	平成18年7月1日
事業所番号	3370108296
事業所管理者	大石 智恵
事業所連絡先	TEL086-238-3115 FAX086-946-2031
	携帯電話 070-2210-6013

2、事業所の職員体制

管理者	事業所の管理及び運営全般	1名(兼務)
介護支援専門員 (主任介護支援専門員含む)	居宅介護支援業務 (介護支援専門員の指導・育成)	1名以上

3、営業日及び営業時間

営業日 月曜日～金曜日
ただし、国民の祝日及び事業所の定めた夏季(8/13～8/15)、年末年始
(12/30～1/3)を除く。
営業時間 9:00～18:00

4、実施範囲

岡山市(旧灘崎町・旧御津町・旧建部町を除く)・瀬戸内市

5、目的と運営方針

居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。
利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って提供されるサービスが特定の種類又は、事業者に偏ることのないよう公正・中立に行ないます。
又、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることが出来ます。
利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ます。
利用者又はその家族に対して前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行います。

6、指定居宅介護支援の提供方法

利用者の相談を受ける場所	事業所の相談室・利用者の居宅その他必要と認められる場所
使用する課題分析表の種類	課題分析標準項目を含む様式
サービス担当者会議の開催場所	事業所の会議室・利用者の居宅その他必要と認められる場所
介護支援専門員の居宅訪問頻度	①少なくとも一月に1回以上 ②次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接することができるものとする。 (1)テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 (2)サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について

- 主治の医師、担当者その他関係者の合意を得ていること。
- ・利用者の心身の状況が安定していること。
- ・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- ・介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

7、指定居宅支援の内容

居宅サービス計画の作成
 指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整
 その他の便宜の提供
 利用者又はその家族は、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるようお願いいたします。

8、利用料金・その他費用の額

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

居宅介護支援（ⅰ）45件未満

要介護 1・2	11,088円	※10,536円
要介護 3・4・5	14,406円	※13,681円

- ※・指定居宅介護事業所の所在する建物と同一敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者
 ・指定居宅事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者

・加算

初回加算	3,063円	新規に居宅サービス計画を作成する場合（要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合を含む）
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,552円	利用者が入院するにあたって、当該病院又は診療所へ必要な情報を利用者が入院した日のうちに提供した場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,042円	利用者が入院するにあたって、当該病院又は診療所へ必要な情報を利用者が入院した日の翌日又は翌々日に提供した場合
退院・退所加算（カンファレンス参加無）	1回4,594円 2回6,126円	退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算（カンファレンス参加有）	1回6,126円 2回7,657円 3回9,189円	退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合（連携3回の場合は1回以上の担当医等の会議に参加して、退院、退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る

通院時情報連携加算	510円	利用者1人につき、1月に1回を限度とする 利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,084円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師等及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共にご利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

(1) 交通費

通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点より、片道1キロ当たり300円を実費としていただきます。

9、秘密の保持

当施設の職員は、業務上知り得た利用者又は保護者、もしくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第3者に漏らしません。サービス担当者会議等で個人情報を用いる場合は、利用者等から予め文書で同意を得る事とします。

- ・介護保険サービスの利用の為に市町村、介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
- ・サービス担当者会議において課題分析情報、利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報の支援。

前項に挙げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

10、虐待防止のための措置に関する事項

- 1 事業所は利用者の人権の擁護、虐待防止のため、次の措置を講じるものとします。
 - (1) 虐待防止に関する責任者の選定
 - (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は指定居宅介護支援の提供に当たり、当該事業所及び居宅サービス事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

11、成年後見制度の活用支援

事業所は適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとします。

12、事故発生時の対応

事業所の提供する指定居宅介護支援により事故が発生したときには、速やかに利用者の家族市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

指定居宅介護支援の提供に伴い、当事業所の帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合、利用者に対して損害を賠償します。

13、苦情処理

相談・苦情に対する常設の窓口は、事業所の管理者が担当します。
なお、担当者が不在でも、基本的な事項は他の職員が対応し、相談及び苦情の内容を必ず担当者に引継ぎます。

(電話番号)086-238-3115

(FAX) 086-946-2031

(担当者) 大石 智恵

対応時間 月、火、水、木、金

9:00~18:00

公的苦情相談窓口

岡山市介護保険課

Tel 086-803-1240

瀬戸内市

Tel 0869-24-8866

岡山県国民健康保険団体連合会

Tel 086-223-8811

岡山市事業者指導課

Tel 086-212-1012